

## 1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字北小野字神戸2704のハ、2704のニ、字川島3131から3133まで、3134のイ、3134の1、3134の2、字川島3979、3980の1から3980の3まで、3982、3983の1から3983の4まで、3984、3985の1、3985の2、3986から3989まで、3990の1、3990のイ、3990のロ、3990のハ、3990のニ、3990のヘの1、3990のヘの2、3990のト、3990のチの2、3990のリ、3990のヌ、3990のル、3990のヲ、3990のワ、3990のカ、3990のヨ、3990のタ、3990のレ、3990のソ、字三郎洞3135のイ、3992の1、3992の2、3995の1、3995の2

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県上田建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年5月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年5月16日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

## 1 道路の種類 一般国道

## 2 路線名 152号

## 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大屋字幅387番の4地先から 上田市大屋字幅390番の2地先まで	旧	m 15.6～20.4	km 0.0480
同上	新	m 17.8～20.4	km 0.0480

道路管理課

## 長野県上田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年5月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年5月16日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

## 1 路線名 152号

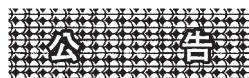
## 2 供用を開始する区間

上田市大屋字幅387番の4地先から

上田市大屋字幅390番の2地先まで

## 3 供用を開始する期日 平成23年5月16日

道路管理課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年5月16日

長野県知事 阿部守一

## 1 申請のあった年月日

平成23年5月2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ねむの木

## 3 代表者の氏名

井出くに江

## 4 主たる事務所の所在地

南佐久郡小海町大字千代里2933番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、ねむの木のおおきなおおきな木の幹と大きく広がる枝と木々の葉が表すように、高齢者を中心に、障害者も地域で暮らす子供から大人も、みんながお互いに支え合い、助け合うことを目的に、いつまでも、ねむの木の下に集まり、お互いを理解し協働して、元気に楽しく安らかに過せる地域づくりを目指すことを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年5月16日

## 長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成23年5月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人SUN
- 3 代表者の氏名  
藤村 出
- 4 主たる事務所の所在地  
上水内郡飯綱町大字普光寺920番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るために、障害を持った人たちの自立支援に関する事業や、暮らしやすい地域づくりに関する事業を行い、ノーマライゼーションの社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
保存文書等の搬出入業務
  - (2) 役務の特質  
保存文書等を長野県庁本館棟地階から搬出し仮設庁舎に搬入する業務
  - (3) 履行期間  
平成23年6月6日から平成23年7月8日まで
  - (4) 履行場所  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県庁舎
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により、入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の

者でないこと。

- (4) 過去5年間に、保存文書の搬出入業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県総務部管財課  
電話 026 (235) 7045

## 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成23年5月27日（金）午前10時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室
- (3) 郵送入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年5月24日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務

## 個人事業税納税通知書等封入封かん業務

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 履行期間

平成23年6月1日から平成23年11月30日まで

## (4) 入札方法

印刷1枚当たり、データプリント1枚当たり及び封入封かん1枚当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課

電話 026 (235) 7052

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年5月27日（金）午後1時

イ 場所 長野県庁 西庁舎404号会議室

## (3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年5月24日（火）までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

要します。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、各単価に予定数量を乗じた金額の合計額の最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

税務課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年5月16日

長野県上小地方事務所長 藤森靖夫

1 許可番号 平成23年3月17日

長野県上小地方事務所指令22上小地建第4-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市下之郷字西原田461-1、463-1、463-2、463-3、469-1、469-2、485-1、485-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市磐城2256-1

社会福祉法人 敬老園 理事長 斎藤俊明

建築指導課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年5月16日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

1 (1) 許可番号 平成23年2月18日

長野県指令22建指第12-16号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科高家5827-1の内、5827-3の内、5828-1の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科高家5825

宗教法人 金龍寺 代表役員 小森秀道

2 (1) 許可番号 平成23年3月18日

長野県指令22建指第12-18号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘吉田字水ナシ1378-2、1379-2、1379-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘吉田1245-2 市営住宅吉田団地D-22号  
北野 恵子

3(1) 許可番号 平成23年4月20日

長野県指令23建指第11-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科430-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科1204-1 藤原 亨

建築指導課

**公告**

平成23年度長野県警察官採用試験（A）（平成24年4月採用第2回）を次のとおり行います。

平成23年5月16日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

1 試験の対象となる職

長野県巡査の職

2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
長野県警察官採用試験（A） (平成24年4月採用第2回)	男性	20人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。
	女性	5人程度	

3 受験資格

(1) 年齢等

昭和56年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成24年3月までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）

(2) この試験を受験できない者

ア 日本の国籍を有しない者  
イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
教養試験	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての択一式筆記試験

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。  
2 教養試験については、出題数50題です。  
3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び基準

試験の配点及び合格に必要な基準は次のとおりです。この基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	基準
教養試験	400点	正答率3割6分（144点）。ただし、平均正答率が3割6分に満たない場合は平均正答率

ウ 日時及び場所

(7) 日時

平成23年7月10日（日）午前9時

(イ) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいづれかの試験地とします。  
なお、試験会場については、長野県警察本部が指定します。

試験地	試験会場
長野市	長野県庁（長野市南長野幅下692-2） 長野県社会福祉総合センター (長野市若里7-1-7) 東北信運転免許センター (長野市川中島町原704-2)
松本市	松本勤労者福祉センター (松本市中央4-7-26) 信州大学経済学部（松本市旭3-1-1）

エ 第1次試験合格者の発表

平成23年7月下旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/siken/siken.htm><http://www.police.pref.nagano.jp/>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	個別面接による試験
適性検査	警察官として職務遂行上必要な適性についての検査
体力検査	瞬発力等についての5種目の検査

イ 配点及び基準

各試験・検査の配点及び合格に必要な基準は次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	基準
論文試験	150点	60点
口述試験	750点	375点
適性検査		44点。ただし、20m シャトルランを含めて4種目以上を受検し、20m シャトルランが8点以上であり、かつ、8点に達しない種目が2種目以上ないと。
体力検査	100点	
合計	1,000点	

## ウ 日時及び場所

平成23年8月下旬から9月上旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

## (3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び次の身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づく検査及び色覚検査を行います。

## 身体的条件

両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。  
色覚は職務遂行上の支障がないこと。  
関節等に職務遂行上の支障がないこと。

## (4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

## 5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、最終合格者を決定し、平成23年9月下旬に、最終合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinjii/siken/siken.htm>

<http://www.police.pref.nagano.jp/>

## 6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) この試験の合格者の採用は、原則として平成24年4月1日の予定です。ただし、既卒者については、平成23年度中に採用する場合があります。

(3) 採用候補者名簿は、名簿が確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

## 7 給与等

給料表は警察職給料表が適用され、現行の初任給の月額（給料月額に地域手当を加えた額）は、約203,800円です。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。  
このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

## 8 受験手続

持参、郵送等又はインターネットのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

## (1) 持参又は郵送等による申込みの場合

## ア 受験申込書の交付

(7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ（<http://www.police.pref.nagano.jp/>）からダウンロードすることもできます。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

(1) 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、140円切手を貼った宛先記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課（〒38

0-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

## イ 申込方法

(7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は長野県内の警察署へ提出してください。

(1) 受験票の所定欄に50円切手を必ず貼り（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に郵便はがきを必ず貼り）、宛先を明記してください。

(2) 郵送等による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

## ウ 受付期間

受付期間は、平成23年5月23日（月）から6月17日（金）までとし、郵送等による申込みの場合は、消印等により6月17日（金）までに差し出されたことがわかるものに限り受け付けます。ただし、日本国外からの郵送によるものは、6月17日（金）までに到着したものに限り受け付けます。

## エ 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、7月6日（水）までに受験票が到着しない場合は、警察本部警務課警察職員採用センター（026-233-0110 内線2631～2634）へ連絡してください。

## (2) インターネットによる申込みの場合

## ア 申込方法

(7) インターネットホームページ（<http://www.police.pref.nagano.jp/>）に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続きを行ってください。

なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷（A4判）のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

## (1) 手手続きの概要

a 「ながの電子申請サービス」へ申請者情報登録を行い、ID等の発行を受ける。

b 「ながの電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行う。

c ウの受験票を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票をダウンロードし、印刷する。

## イ 受付期間及び受付時間

受付期間は、平成23年5月23日（月）0時から6月14日（火）24時までです。持参又は郵送等による場合より早く締め切ります。また、受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止があるので、注意してください。

## ウ 受験票の交付

7月上旬に受験票を交付する旨の電子メールを送信する予定です。受信後に受験票をダウンロードし、印刷してください。受験票には、第1次試験当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

なお、7月6日（水）までに電子メールが到達しないときは、警察本部警務課警察職員採用センター（026-233-0110 内線 2631～2634）へ連絡してください。

#### 9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求で  
きる人

口頭により請求することができる記録情報		開示請求で きる人
第1次試験	第1次試験（教養試験）の点数及びその順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験、口述試験及び体力検査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験 受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

#### 10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課（電話：026-233-0110 内線 2631～2634）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線 4233）に問い合わせてください。

#### 11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

#### 教養試験の出題分野

試験の方法	出題分野
教養試験	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理 資料解釈

人事委員会事務局